

Radiata Increase



FP2 級

2024 年 5 月

実技

個人資産相談業務

過去問解説

《本教材について》

・本PDFは閲覧・ダウンロードは可能ですが、掲載してある内容を無断複写・無断転載は禁止します。

・解説動画は、ラジアータインクリース[過去問解説]ページからYouTube動画をご覧ください。

《最短最速合格ガイドについて》

・[最短最速合格ガイド]の詳細についてはラジアータインクリース[FP試験教材]ページからご覧ください。



解答にあたっての注意

1.試験問題については、特に指示のない限り、2023 年 10 月 1 日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。

2.問題は、【第 1 問】から【第 5 問】まであります。

3.各問の問題番号は、通し番号になっており、《問 1》から《問 15》までとなっています。

4.解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。

5.解答は、解答用紙に記入してください。その際、漢字は楷書で、数字は算用数字で明瞭に記入してください。また、記号は判別できるよう明瞭に記入してください。

【第1問】次の設例に基づいて、下記の各問《問1》~《問3》に答えなさい。

《設 例》

Aさん（59歳）は、大学卒業後、X株式会社（以下、「X社」という）に入社し、現在に至るまで同社に勤務している。2024年11月に60歳となり定年を迎えた後も、X社の継続雇用制度を利用して65歳まで働く予定である。

Aさんは、今後の資金計画を検討するにあたり、公的年金制度の老齢給付や雇用保険の高年齢雇用継続給付等について理解を深めたいと思っている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

〈X社の継続雇用制度の雇用条件〉

- ・1年契約の嘱託雇用で、1日8時間（週40時間）勤務
- ・賃金月額は60歳到達時の70%（月額28万円）で賞与はなし
- ・厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入

〈Aさん夫妻に関する資料〉

(1) Aさん（1964年11月10生まれ、59歳、会社員）

- ・公的年金加入歴：下図のとおり（65歳までの見込みを含む）
20歳から大学生であった期間（29月）は国民年金に任意加入していない。
- ・全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入中

20歳	22歳	65歳
国民年金 未加入期間 (29月)	厚生年金保険 被保険者期間 (192月)	被保険者期間 (319月)
	(2003年3月以前の 平均標準報酬月額30万円)	(2003年4月以後の 平均標準報酬額40万円)

(2) 妻Bさん（1964年7月8生まれ、59歳、パートタイマー）

- ・公的年金加入歴：18歳でX社に就職してから12年間（144月）、厚生年金保険に加入。その後は、国民年金に第3号被保険者として加入している。
- ・全国健康保険協会管掌健康保険の被扶養者である。

※妻Bさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、Aさんと生計維持関係にあるものとする。

※Aさんおよび妻Bさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 1》 A さんが、原則として 65 歳から受給することができる老齢基礎年金および老齢厚生年金の年金額(2023 年度価額)を計算した次の〈計算の手順〉の空欄①~④に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。なお、計算にあたっては、《設例》の〈A さん夫妻に関する資料〉および下記の〈資料〉に基づくこと。また、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

〈計算の手順〉

- 1.老齢基礎年金の年金額(円未満四捨五入)(①)円
- 2.老齢厚生年金の年金額
 - (1) 報酬比例部分の額(円未満四捨五入)(②)円
 - (2) 経過的加算額(円未満四捨五入)(③)円
 - (3) 基本年金額(上記「(1)+(2)」の額) □□□円
 - (4) 加給年金額(要件を満たしている場合のみ加算すること)
 - (5) 老齢厚生年金の年金額(④)円

〈資料〉

○老齢基礎年金の計算式（4 分の 1 免除月数、4 分の 3 免除月数は省略）

$$795,000円 \times \frac{\frac{\text{保険料}}{\text{納付済月数}} + \frac{\text{保険料}}{\text{半額免除月数}} \times \frac{\square}{\square} + \frac{\text{保険料}}{\text{全額免除月数}} \times \frac{\square}{\square}}{480}$$

○老齢厚生年金の計算式（本来水準の額）

i) 報酬比例部分の額（円未満四捨五入）＝㉑＋㉒

㉑ 2003年 3 月以前の期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1,000} \times 2003\text{年 } 3\text{月以前の被保険者期間の月数}$$

㉒ 2003年 4 月以後の期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1,000} \times 2003\text{年 } 4\text{月以後の被保険者期間の月数}$$

ii) 経過的加算額（円未満四捨五入）＝1,657円×被保険者期間の月数

$$- 795,000円 \times \frac{1961\text{年 } 4\text{月以後で} 20\text{歳以上} 60\text{歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数}}{480}$$

iii) 加給年金額＝397,500円（要件を満たしている場合のみ加算すること）

①『老齡基礎年金の年金額の計算』

●老齡基礎年金の計算方法

満額の年金額 795,000 円 $\times$ (保険料納付済み期間 + 免除期間) $\div$ 480 月 (40 年 $\times$ 12 ヶ月)

20歳	22歳		65歳
国民年金 未加入期間 (29月)	厚生年金保険		
	被保険者期間 (192月)	被保険者期間 (319月)	
	(2003年3月以前の 平均標準報酬月額30万円)	(2003年4月以後の 平均標準報酬額40万円)	

[本問の場合]

・老齡基礎年金の計算では、20 歳から 60 歳になるまでの 40 年間(480 月)の全期間保険料を納めれば、65 歳から満額の老齡基礎年金を受給できます。

・A さんは 20 歳から 22 歳まで 29 月未加入期間があり、保険料納付済み月数へは算入しません。

つまり、480 月 - 29 月 = 451 月となります。

795,000 円 $\times$ 451 月 / 480 月 = 746,968.7... 円

= 746,969 円 (円未満四捨五入)

②『老齢厚生年金額の計算』

資料を参考にまずは報酬比例部分の年金額を求めます。

20歳	22歳	65歳
国民年金 未加入期間 (29月)	厚生年金保険	
	被保険者期間 (192月)	被保険者期間 (319月)
	(2003年3月以前の 平均標準報酬月額30万円)	(2003年4月以後の 平均標準報酬額40万円)

「報酬比例部分の計算方法」

[a]2023 年 3 月以前

平均標準報酬額×7.125/1000×2003 年 3 月以前の被保険者期間の月数
300,000 円×7.125/1000×192 月=410,400 円

[b] 2023 年 4 月以後

平均標準報酬額×5.481/1000×2003 年 4 月以後の被保険者期間の月数
400,000 円×5.481/1000×319 月=699,375.6 円

[a+b]

410,4000 円+699,375.6 円=1,109,775.6 円
=1,109,776 円(円未満四捨五入)

『経過的分算の計算』

●経過的分算の計算方法

$1,657 \text{ 円} \times \text{被保険者期間の月数} - 795,000 \text{ 円} \times (1961 \text{ 年以後で } 20 \text{ 歳以上 } 60 \text{ 歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数} / 480)$

- ・被保険者期間の月数は、 $192 \text{ 月} + 319 \text{ 月} = 511 \text{ 月} \rightarrow$ 上限 480 月となります。
- ・1961 年以後で 20 歳以上 60 歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数は、60 歳から 65 歳までの 5 年分(60)月を差し引きます。
 $511 \text{ 月} - 60 \text{ 月} = 451 \text{ 月}$

$$1,657 \text{ 円} \times 480 \text{ 月} - 795,000 \times 451 \text{ 月} / 480 \text{ 月} = 48,391.25 \text{ 円}$$

=48,391 円(円未満四捨五入)

『老齢厚生年金の計算』

●加給年金の支給要件

厚生年金保険の被保険者期間が 20 年以上ある人が、65 歳到達時点で、その方に生計を維持されている配偶者または子(18 歳になって最初の 3 月 31 日まで)がいるときに加算されます。

妻 Bさんは Aさんよりも年上のため、Aさんが 65 歳到達時にすでに妻 Bさんは 65 歳を超えていますので、**加給年金の支給対象外**です。

[老齢厚生年金の基本年金額]

老齢厚生年金の基本年金額=報酬比例部分+経過的分算

老齢厚生年金の基本年金額: $1,109,776 \text{ 円} + 48,391 \text{ 円} = 1,158,167 \text{ 円}$

したがって正解

- ① 746,969(円)
- ② 1,109,776 (円)
- ③ 48,391 (円)
- ④ 1,158,167 (円)

《問 2》 Mさんは、Aさんに対して、公的年金制度の老齢給付について説明した。Mさんが説明した次の記述①~③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「Aさんが老齢厚生年金の繰上げ支給を請求する場合、老齢基礎年金の繰上げ支給の請求も同時に行わなければなりません」

②「Aさんが75歳0カ月で老齢基礎年金および老齢厚生年金の繰下げ支給の申出をする場合、それぞれの年金額の増額率は70%となります」

③「Aさんおよび妻Bさんは、1961年4月2日以降生まれであるため、いずれも報酬 比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金を受給することはできません」

【答え】

① ○:適切

老齢基礎年金と老齢厚生年金の繰上げは、**同時**に行います。
老齢基礎年金と老齢厚生年金の繰下げは、別々でも可能です。

② ×:不適切

・繰上げ支給

本来65歳からの年金受給を最長60歳まで繰り上げることができます。
1ヶ月あたり0.4%の減額となり、 $12\text{ヶ月} \times 0.4\% \times \text{最大5年} = 24\%$ 減額

・繰下げ支給

年金受給を最長75歳まで繰り下げことができます。
1ヶ月あたり0.7%の増額となり、 $12\text{ヶ月} \times 0.7\% \times \text{最大10年} = 84\%$ 増額

③ ×:不適切

特別支給の老齢厚生年金は、厚生年金保険の受給開始年齢が60歳から65歳に引き上げられたことで、受給開始年齢を段階的にスムーズに引き上げられるために設けられました。
最初に定額部分が減額し、その後報酬比例部分が減額します。

男性の場合、**1961年4月2日以降**

女性の場合、**1966年4月2日以降**(男性より5年遅れ)
の方には支給されません。

[本問の場合]

Aさんは、1964年11月10生まれ
妻Bさんは、1964年7月8生まれですので、
Aさんは支給外ですが、**妻Bさんは支給対象**となります。

《問 3》 Mさんは、Aさんに対して、社会保険の各種取扱いについて説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①~③に入る最も適切な数値を、下記の〈数値群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

I 「AさんがX社の継続雇用制度を利用して、60歳以後も引き続きX社に勤務し、かつ、60歳以後の各月(支給対象月)に支払われた賃金額(みなし賃金を含む)が60歳到達時の賃金月額(①)%未満となる場合、Aさんは、所定の手続により、原則として、高年齢雇用継続基本給付金を受給することができます。高年齢雇用継続基本給付金の額は、支給対象月ごとに、その月に支払われた賃金の額の低下率に応じて一定の方法により算定されます」

II 「Aさんが65歳でX社を退職して再就職をしない場合、原則として、退職日の翌日から(②)日以内に所定の手続を行うことにより、退職日の翌日から最長で(③)年間、全国健康保険協会管掌健康保険に任意継続被保険者として加入することができます。なお、Aさんが任意継続被保険者として加入した場合の保険料は、Aさんが全額を負担することになります」

〈数値群〉

イ.1 ロ.2 ハ.3 ニ.5 ホ.20 ヘ.30 ト.40 チ.75 リ.80 ヌ.85

【答え】

① チ.75

『雇用保険の高年齢雇用継続給付』

- ・雇用保険の被保険者期間が通算5年以上
- ・60歳到達時等の時点に比べて賃金が ①75%未満 に低下
- ・60歳以上65歳未満の一般被保険者の方に支給されます。
(高年齢雇用継続基本給付金と高年齢再就職給付金の2種類)。

② ホ.20

③ ロ.2

任意継続被保険者

退職して健康保険の資格を失った場合、健康保険の被保険者期間が2ヶ月以上、被保険者で資格喪失日(退職日の翌日)から②20日以内に手続きをすれば、引き続き③2年間健康保険の被保険者になれます。
(保険料は全額自己負担)。

【第2問】 次の設例に基づいて下記の各問《問4》~《問6》に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（30歳）は、X社債（特定公社債）の購入を検討している。また、Y銀行（国内銀行）の米ドル建定期預金の金利の高さに魅力を感じており、外貨建取引のリスクや課税関係について理解しておきたいと考えている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

〈X社債（固定利付債）に関する資料〉

- ・発行会社 : 国内の大手企業
- ・購入価格 : 97.4円（額面100円当たり）
- ・表面利率 : 0.60%
- ・利払日 : 年2回
- ・残存期間 : 5年
- ・償還価格 : 100円（額面100円当たり）
- ・格付 : BBB+

〈Y銀行の米ドル建定期預金に関する資料〉

- ・預入金額 : 20,000米ドル
- ・預入期間 : 1年
- ・利率（年率） : 3.00%（満期時一括支払）
- ・為替予約なし
- ・預入時の適用為替レート（TTS・米ドル／円） : 140.00円

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 4》 Mさんは、Aさんに対して、債券投資の特徴等について説明した。Mさんが説明した次の記述①~③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「日本の債券市場において、債券の売買は、証券取引所を介さずに証券会社等と投資家が相対で売買する店頭取引を中心に行われています。店頭取引では、取引する証券会社等によって売買価格が異なる可能性があることに注意が必要です」

②「一般に、表面利率や残存期間が同一であれば、格付が高い債券のほうが、格付が低い債券よりも利回りが低い傾向があります。なお、債券の格付は、発行体の財務状況等の変化により、債券の発行後に変更されることがあります」

③「債券投資の平均回収期間や金利変動に対する債券価格の感応度を示す指標としてデュレーションがあります。デュレーションは、一般に、債券の表面利率が高いほど、また、残存期間が長いほど大きくなります」

【答え】

① ○:適切

債券の売買は、取引所市場と店頭市場がありますが、日本では、**店頭市場**の方が多く利用されます。

・取引所市場:証券取引所に上場された債券を売買する市場

・店頭市場:取引所を介さずに、金融機関の店頭で買い手と売り手が1対1で直接取引する市場のこと。

② ○:適切

投資適格	AAA	低い(安全)	高い	低い
	AA	↑	↑	↑
	A			
	BBB			
投資不適格	BB	信用リスク	債券価格	利回り
	B	↓	↓	↓
	CCC			
	CC			
	C			
	D	高い(危険)	低い	高い

格付けが高い債券は、信用リスクが**低く**、利回りが**低い**。
格付けが低い債券は、信用リスクが高く、利回りが高い。

③ ×:不適切

債券のデュレーションは、2つの意味があります。

①投資資金(元本)の平均回収期間

②金利変動に対する債券価格の変動の大きさ

表面利率(債券の額面に対して毎年支払われる利息の割合)が低いほど、投資資金を回収するまで時間がかかるため、残存期間は長くなります

また残存期間が長いほど、金利変動リスクを大きく受けるため、債券のデュレーションは、表面利率が低いほど、または、残存期間が長いほど大きくなると言えます。

《問 5》 Mさんは、Aさんに対して、Y銀行の米ドル建定期預金について説明した。Mさんが説明した次の記述①~③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「米ドル建定期預金には、現時点において、円建ての預金と比べて相対的に金利が高いという魅力があります。ただし、満期時の為替レートが預入時に比べて円高ドル安に変動した場合、円換算の運用利回りがマイナスになる可能性があります」

②「Y銀行の米ドル建定期預金の利子は、源泉分離課税の対象となり、その支払を受ける際に、当該利子額の10.21%相当額が源泉徴収されます」

③「Y銀行の米ドル建定期預金の満期時において、米ドルを円貨で払い戻したことにより生じた為替差益は、一時所得として総合課税の対象となります」

【答え】

① ○:適切

[為替による投資リスク]

円安傾向局面では、投資利回りの**上昇**要因(プラス)となります。

円高傾向局面では、投資利回りの**下降**要因(マイナス)となります。

② ×:不適切

外貨預金の利息は、円預金と同じく、利子所得として **20.315%**の源泉分離課税となります。

③ ×:不適切

外貨預金の為替差益は**雑所得**として総合課税の課税対象です。

(為替予約(為替変動リスクを回避する)している場合は、源泉徴収され確定申告不要です)

《問 6》 次の①、②を求め、解答用紙に記入しなさい(計算過程の記載は不要)。なお、計算にあたっては税金等を考慮せず、〈答〉は、%表示の小数点以下第 3 位を四捨五入し、小数点以下第 2 位までを解答すること。

① A さんが X 社債を《設例》の条件で購入した場合の最終利回り(年率・単利)。

② A さんが《設例》の条件で円貨を米ドルに換えて米ドル建定期預金に 20,000 米ドルを 預け入れ、満期を迎えた際の円ベースでの運用利回り(年率・単利)。なお、満期時の適用為替レート(TTB・米ドル/円)は、139.00 円とする。

【答え】

① 1.15(%)

〈X社債（固定利付債）に関する資料〉

- ・発行会社 : 国内の大手企業
- ・購入価格 : 97.4円（額面100円当たり）
- ・表面利率 : 0.60%
- ・利払日 : 年2回
- ・残存期間 : 5年
- ・償還価格 : 100円（額面100円当たり）
- ・格付 : BBB+

最終利回り

すでに発行されている債券を購入し、償還期限まで保有した場合の利回り

[最終利回りの計算式]

$$\frac{\text{表面利率} + \frac{\text{額面(100円)} - \text{購入価格}}{\text{残存年数}}}{\text{購入価格}} \times 100$$

$$\{0.6 + (100 - 97.4) / 5\} / 97.4 \times 100 = 1.149\ldots$$

=1.15%(小数点以下第3位四捨五入)

② 2.26(%)

〈Y銀行の米ドル建定期預金に関する資料〉

- ・ 預入金額 : 20,000米ドル
- ・ 預入期間 : 1年
- ・ 利率(年率) : 3.00%(満期時一括支払)
- ・ 為替予約なし
- ・ 預入時の適用為替レート(TTS・米ドル/円) : 140.00円

● 預入時の円換算の金額

円貨を米ドル(20,000米ドル)に変換する際は、TTSを使います。

$$140円 \times 20,000米ドル = 2,800,000円$$

● 20,000米ドルを年率3%で1年間預けた時の利息額

$$20,000米ドル \times 3\% \times 1年 = 600米ドル$$

● 満期時の元利合計(元金と利息の合計額)

$$20,000米ドル + 600米ドル = 20,600米ドル$$

● 満期時のTTB(139円)で円換算

$$20,600米ドル \times 139円 = 2,863,400円$$

● 年間の運用益

$$2,863,400円 - 2,800,000円 = 63,400円$$

● 年間の利回り

$$63,400円 \div 2,800,000円 \times 100 = 2.264...\%$$

=2.26%(小数点以下第3位四捨五入)

【第3問】次の設例に基づいて下記の各問《問7》~《問9》に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（50歳）は、妻Bさん（48歳）、長女Cさん（24歳）、長男Dさん（19歳）および二男Eさん（14歳）との5人暮らしである。Aさんは、証券会社のX証券とY証券のそれぞれに特定口座（源泉徴収あり）を開設して上場株式の売買を行っている。また、長女Cさんが学生納付特例制度の適用を受けていた期間の国民年金保険料について、2023年中にAさんがまとめて支払っている。なお、下記の〈Aさんの2023年分の収入等に関する資料〉において、「▲」は赤字であることを表している。

〈Aさんとその家族に関する資料〉

Aさん（50歳）： 会社員
妻Bさん（48歳）： パートタイマー。2023年中に給与収入80万円を得ている。
長女Cさん（24歳）： 大学院生。2023年中の収入はない。
長男Dさん（19歳）： 大学生。2023年中の収入はない。
二男Eさん（14歳）： 中学生。2023年中の収入はない。

〈Aさんの2023年分の収入等に関する資料〉

- (1) 給与収入の金額： 950万円
(2) 不動産所得の金額： ▲15万円（白色申告）

※損失の金額15万円には、当該不動産所得を生ずべき土地の取得に係る負債の利子の額10万円が含まれている。

- (3) 上場株式に係る譲渡所得の金額
・ X証券の特定口座（源泉徴収あり）： ▲50万円
・ Y証券の特定口座（源泉徴収あり）： 320万円
(4) 一時払変額個人年金保険（10年確定年金）の解約返戻金

契約年月： 2015年10月
契約者（＝保険料負担者）・被保険者： Aさん
死亡給付金受取人： 妻Bさん
解約返戻金額： 500万円
正味払込保険料： 450万円

※妻Bさん、長女Cさん、長男Dさんおよび二男Eさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

※Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

※Aさんとその家族の年齢は、いずれも2023年12月31日現在のものである。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 7》 A さんの 2023 年分の所得金額について、次の①、②を求め、解答用紙に記入しなさい(計算過程の記載は不要)。なお、①の計算上、A さんが所得金額調整控除の適用対象者に該当している場合、所得金額調整控除額を控除すること。また、〈答〉は万円単位とすること。

- ① 総所得金額に算入される給与所得の金額
- ② 総所得金額

〈資料〉 給与所得控除額

給与収入金額		給与所得控除額
万円超	万円以下	
～	180	収入金額×40%－10万円 (55万円に満たない場合は、55万円)
180	～ 360	収入金額×30%＋8万円
360	～ 660	収入金額×20%＋44万円
660	～ 850	収入金額×10%＋110万円
850	～	195万円

【答え】

総所得金額とは、総合課税の所得を合計し、損益通算した後の金額のことを言います。損益通算とは、所得税額を計算する際に、不動産所得・事業所得・山林所得・譲渡所得の金額に損失が生じた場合、その損失額をほかの所得の金額から控除することを言います。

① 745(万円)

『所得金額調整控除』

所得金額調整控除とは、一定の給与所得者の総所得金額を計算する場合、一定の金額を給与所得の金額から控除するもので、2種類あります。

●子ども・特別障害者等を有する者

収入金額が850万円を超える者でイ・ロ・ハのいずれかに該当する者

[適用対象者]

イ 本人が特別障害者に該当する者

ロ 特定障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する者

ハ 23歳未満の扶養親族を有する者など

●給与所得と年金所得の双方を有する者

[適用対象者]

・その年の給与所得控除の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額がある居住者で、その合計額が10万円を超える者

[所得金額調整控除額]

{給与等の収入金額(1000万円超の場合は1,000万円)-850万円}×10%=
所得金額調整控除額

・Aさんの給与所得

所得金額調整控除: 給与収入 950 万円-850 万円×10%=10 万円

給与所得=給与収入-給与所得控除-所得金額調整控除

=950 万円-195 万円-10 万円

=745 万円

② 740(万円)

●給与所得:745 万円

●不動産所得

▲15 万円のうち土地取得のための借入金の利子 10 万円は損益通算の対象とはなりません。

15 万円-10 万円=▲5 万円

●上場株式に係る譲渡所得

分離課税となるため、総所得金額には算入しません。

●一時所得(解約返戻金)

一時所得=収入額-収入を得るために支出した額-特別控除

(※一時所得は、総所得金額に算出する際は、1/2が合算対象)

一時所得=500万円-450万円-50万円=0万円

[総所得金額]

総所得金額=745 万円+▲5 万円=740 万円

《問 8》 A さんの 2023 年分の所得税の課税に関する次の記述①~③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「A さんが、確定申告において、X 証券および Y 証券の口座内で生じた上場株式に係る譲渡所得の金額を申告する場合、それぞれの口座の『特定口座年間取引報告書』を A さん自身で作成し、確定申告書に添付しなければなりません」

②「A さんが、確定申告において、X 証券および Y 証券の口座内で生じた上場株式に係る譲渡所得の金額を申告した場合、それぞれの金額を通算した金額に基づき、当該譲渡所得に係る所得税額が計算されます」

③「A さんが配偶者控除の適用を受けるためには、A さんの合計所得金額が 1,000 万円以下でなければなりません。A さんの合計所得金額が 1,000 万円を超える場合は、配偶者特別控除の適用を受けることができますが、その控除額は妻 B さんの合計所得金額によって異なります」

【答え】

① ×:不適切

特定口座年間取引報告書は、特定口座の源泉徴収あり・なしにかかわらず、証券会社(金融商品取引業者)が作成します。

② ○:適切

上場株式等の譲渡所得内の損益通算は可能です。

※NISA 口座との損益通算はできません。

③ ×:不適切

合計所得金額が 1,000 万円を超える場合、配偶者控除・配偶者特別控除ともに適用外となります。

●配偶者控除

生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下で納税者本人の所得が1,000万円以下である場合に適用。

●配偶者特別控除

生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円～133万円以下で納税者本人の所得が1,000万円以下である場合に適用。

《問 9》 A さんの 2023 年分の所得税における所得控除に関する以下の文章の空欄①~④に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

I 「A さんが支払った長女 C さんの国民年金保険料は、A さんの社会保険料控除の対象と(①)」

II 「A さんの扶養控除の対象となるのは、(②)です。A さんが適用を受けることができる(②)に係る扶養控除の控除額の合計は、(③)万円です」

III 「A さんが適用を受けることができる基礎控除の控除額は、(④)万円です」

〈語句群〉

イ.38 ロ.48 ハ.58 ニ.76 ホ.101 ヘ.139 ト.なります チ.なりません

リ.長女 C さんと長男 D さん ヌ.長男 D さんと二男 E さん

ル.長女 C さんと長男 D さんと二男 E さん

【答え】

① ト.なります

社会保険料控除は、本人だけではなく、生計を一にする配偶者や親族のために支払ったものも控除対象となります。

よって、Aさんが長女Cさんの国民年金保険料を支払った額は、社会保険料控除の対象となります。

② リ.長女Cさんと長男Dさん

③ ホ.101

●扶養控除…扶養親族の合計所得金額が48万円以下である場合、配偶者以外の親族は、一定金額の所得控除が受けられます。

	対象者	控除額
一般扶養者	扶養家族で16歳以上70歳未満	38万円
特定扶養者	扶養家族で19歳以上23歳未満	63万円
老人扶養者	扶養家族で70歳以上	同居親族→58万円 それ以外→48万円

〈Aさんとその家族に関する資料〉

Aさん (50歳) : 会社員

妻Bさん (48歳) : パートタイマー。2023年中に給与収入80万円を得ている。

長女Cさん (24歳) : 大学院生。2023年中の収入はない。

長男Dさん (19歳) : 大学生。2023年中の収入はない。

二男Eさん (14歳) : 中学生。2023年中の収入はない。

[Aさんの場合]

・長女Cさん 24歳 (一般扶養者):控除額 38万円

・長男Dさん 19歳 (特定扶養者):控除額 63万円

扶養控除額:38万円+63万円=101万円

④ ロ.48

合計所得金額	所得税の基礎控除額
	2020 年度以降分
2,400 万円以下	48 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下	32 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下	16 万円
2,500 万円超	基礎控除額 0 円

Aさんの合計所得金額(740万円)は、2,400万円以下なので、所得税の基礎控除は48万円です。

備考

[合計所得金額と総所得金額の違い]

総所得金額は、合計所得金額に純損失または雑損失などの繰越控除を適用した後の金額のこと。

純損失または雑損失などの繰越控除がない場合は、合計所得金額と総所得金額は同じになります。

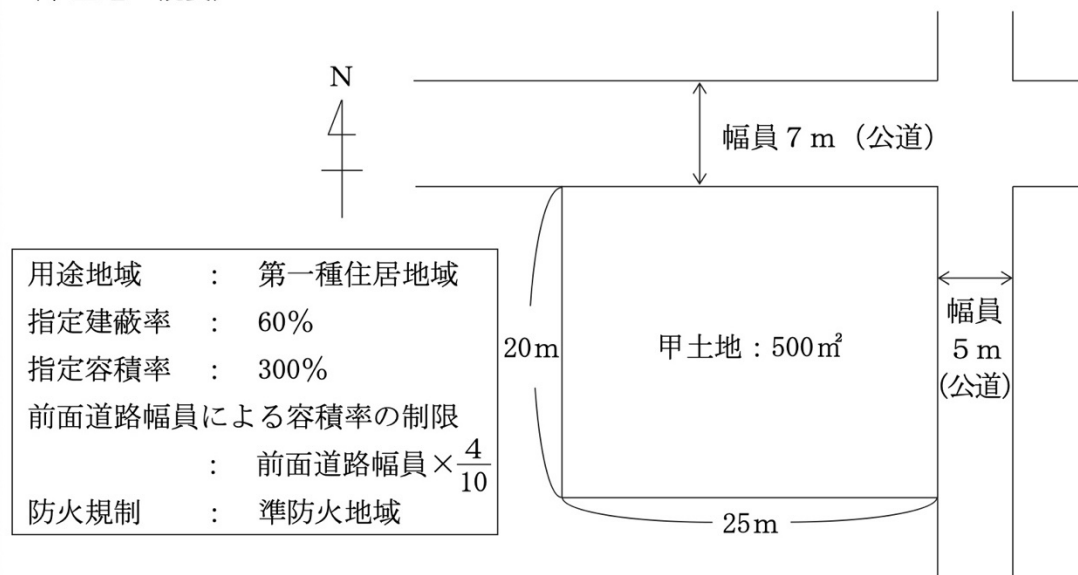
【第4問】次の設例に基づいて下記の各問《問10》～《問12》に答えなさい。

《設 例》

上場企業に勤務する会社員のAさん（50歳）は、X市内の実家で1人暮らしをしていた父親が2023年10月に死亡したことに伴い、実家の建物とその敷地である甲土地を相続により取得した。Aさんの父親が45年前に建築してから死亡するまで自宅として使用してきた実家の建物は、老朽化が進んでいる。なお、Aさんの父親の相続において、法定相続人はAさんのみであり、相続に係る申告・納税等の手続は完了している。

Aさんは、Y市内の自宅で妻Bさん（50歳）および長女Cさん（18歳）と暮らしており、相続後に空き家となっている実家の売却を検討していたが、先日、知り合いの不動産会社の社長から「甲土地は最寄駅から徒歩3分の好立地にあり、相応の需要が見込めるため、賃貸マンション経営を検討してみてはどうか」との提案があったことから、甲土地の有効活用に興味を持ち始めている。

〈甲土地の概要〉



- ・甲土地は、建蔽率の緩和について特定行政庁が指定する角地である。
- ・指定建蔽率および指定容積率とは、それぞれ都市計画において定められた数値である。
- ・特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域ではない。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 10》「被相続人の居住用財産(空き家)に係る譲渡所得の特別控除の特例」(以下、「本特例」という)に関する次の記述①~③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「本特例は、相続した家屋について、相続開始直前において被相続人以外に居住をしていた人がいる場合、適用を受けることができません」

②「本特例の適用を受けるためには、相続の開始があった日から1年を経過する日の属する年の12月31日までに、相続した家屋またはその敷地もしくはその両方を売却する必要があります」

③「Aさんの実家の売却にあたって、本特例と『相続財産に係る譲渡所得の課税の特例』(相続税の取得費加算の特例)は、重複して適用を受けることができません。それぞれの特例の適用要件等を確認したうえで、いずれか有利なほうを選択して適用を受けることをお勧めします」

【答え】

① ○:適切

『被相続人の居住用財産(空き家)に係る譲渡所得の特別控除の特例』

●家屋の要件

- ・1981年(昭和56年)5月31日以前に建築された家屋
- ・相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋
- ・区分所有建築物(マンション等)以外の家屋であること
- ・**相続の開始直前においてその被相続人以外に居住していた者がいない**
- ・相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付の用または居住の用に供されていたことがないこと

本問の通り、

本特例は、相続開始時に被相続人以外に居住していた人がいる場合、適用できません。

② ×:不適切

本特例の適用を受ける場合、

相続の開始があった日から**3年**を経過する日の属する年12月31日までに売ることが適用要件です。

本問では、「1年」と説明されていますので、不適切となります。

③ ○:適切

『相続財産に係る譲渡所得の課税の特例』(相続税の取得費加算の特例)

相続または遺贈により取得した土地・建物、株式などの財産を、一定期間内に譲渡した場合、相続税額のうち一定金額を譲渡資産の取得費に加算することができます。

本特例と、重複して適用を受けることは**できません**。

《問 11》 A さんが、甲土地上に賃貸マンションを建築する場合の課税等に関する次の記述①~③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「A さんが甲土地上に賃貸マンションを建築して経営するために実家の建物を取り壊した場合、その取壊しに係る費用は、不動産所得の金額の計算上、必要経費に算入することができません」

②「A さんが甲土地上に賃貸マンションを建築した場合、A さんの相続に係る相続税額の計算上、甲土地は貸家建付地として評価されます。仮に、甲土地の自用地価額を 8,000 万円、借地権割合を 70%、借家権割合を 30%、賃貸割合を 100%とした場合の相続税評価額は、6,320 万円となります」

③「NPV 法による投資判断では、将来発生するキャッシュフローの現在価値の合計額と投資額を比較し、投資額のほうが大きい場合に、その投資は有利であると判断することができます。不動産投資においては、将来発生する収入や費用等について十分に検討したうえで投資判断をする必要があります」

【答え】

① ○:適切

建物の取り壊し費用(解体費用)は、「譲渡費用」「必要経費」「家事関連費」「土地の取得価額」の4つに分類されます。

税務上の取り扱い	詳細	例
譲渡費用	土地・建物の売却費用	仲介手数料・立退料等
必要経費	事業に必要な費用	売上原価・販売費等
家事関連費	事業に関係ない費用	娯楽費・医療費等
土地の取得価額	土地購入に要した費用	司法書士報酬等

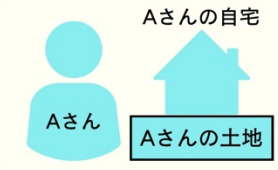
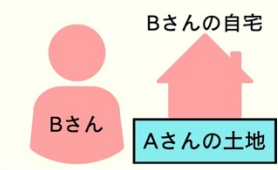
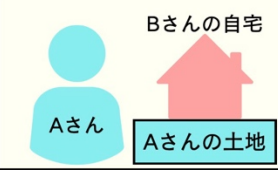
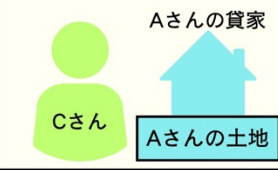
取り壊しが**事業に必要な費用**(事務所や不動産投資の建物)の場合、原則、**経費に計上**できます。

[本問の場合]

賃貸マンションを建築するため、実家の建物を取り壊す場合は、家事関連費となります。

賃貸用建物を取壊した場合は、必要経費になりますが、
自宅を取壊した場合は、**必要経費にはなりません**。

② ○:適切

	自用地 (土地の所有者が自己で使用している土地)	自用地評価額= 路線価×奥行価格補正率×地積
	借地権 (借地権が設定されている土地を借りて使用する権利) ※Bさんが借りる権利	借地権評価額= 自用地評価額×借地権割合
	貸宅地 (借地権が設定されている宅地) ※Aさんの土地→貸宅地	貸宅地評価額= 自用地評価額×(1-借地権割合)
	貸家建付地 (自己所有の土地に自己所有の貸家が建っていること) Aさんの貸家にCさんが借りて住んでいる	貸家建付地評価額= 自用地評価額×(1-借地権割合×借家権割合×賃貸割合)

[計算式]

$$\begin{aligned}
 8,000 \text{ 万円} \times (1 - 70\% \times 30\% \times 100\%) &= 8,000 \text{ 万円} \times (1 - 0.21) \\
 &= 8,000 \text{ 万円} \times 0.79 \\
 &= \text{6,320 万円}
 \end{aligned}$$

③ ×:不適切

NPV法(正味現在価値法)

投資不動産から得られる収益の現在価値が投資額よりも上回っている場合「現在価値>投資額」に、その投資は有利であると判定できます。

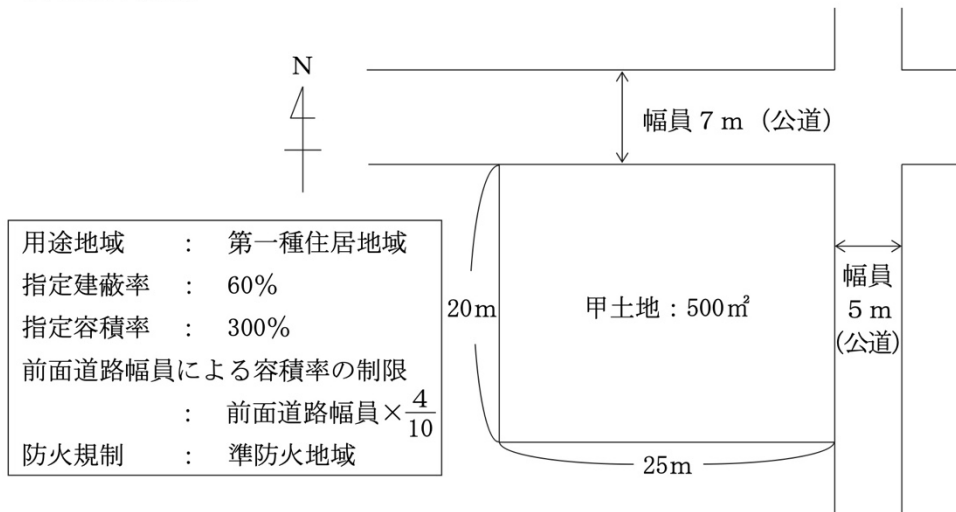
本問の説明は、「投資額が現在価値よりも上回っている場合に有利」と説明されていますおり、説明が逆ですので、不適切となります。

《問 12》 甲土地上に耐火建築物を建築する場合における次の①、②を求めなさい(計算過程の記載は不要)。

- ① 建蔽率の上限となる建築面積
- ② 容積率の上限となる延べ面積

【答え】

〈甲土地の概要〉



① 建築面積の上限=敷地面積×建ぺい率

[建ぺい率の上限が緩和される場合]

防火地域内にある耐火建築物	プラス10%
準防火地域の耐火・準耐火建築	プラス10%
特定行政庁が指定する角地	プラス10%
建ぺい率が80%とされている地域内で、防火地域内になる耐火建築物	建ぺい率100 (建ぺい率の制限なし)

[本問の場合]

●建ぺい率の緩和

- ・準防火地域の耐火建築物を建てる場合+10%
- ・特定行政庁が指定する角地+10%

よって、指定建ぺい率 $60\% + 10\% + 10\% = 80\%$

$$500 \text{ m}^2 \times 80\% = 400 \text{ m}^2$$

したがって① 建築面積の最高限度は、**400m²**

② 容積率の上限となる延べ面積

容積率は、敷地面積に対する延べ面積(各階の床面積の合計)の割合のこと

[計算式]

延べ面積=敷地面積×容積率

[容積率の制限]

容積率は、前面道路の幅員によって制限を受けます。

前面道路が2つ以上ある場合は、最も幅の広いものが道路の前面道路となります。

[前面道路の幅員による容積率]

- ・前面道路の幅員が12m以上の場合の容積率は「指定容積率」となります。

- ・前面道路の幅員が12m未満の場合の容積率

住居系用途地域・・・前面道路の幅員×4/10

その他の用途地域・・・前面道路の幅員×6/10

12m未満の場合は、「指定容積率」と「前面道路の幅員×法定乗数(4/10または6/10)」のいずれか、小さい方が限度となります。

●本問では、道路が7mと5mがあり、広い方を前面道路としますので、7mで前面道路となります。

$7\text{m} \times 4/10 = 280\%$

指定容積率は300%となりますので、小さい方を限度としますので280%となります。

延べ面積の上限= $500\text{m}^2 \times 280\% = 1,400\text{m}^2$

したがって② 容積率の上限となる延べ面積は、 $1,400\text{m}^2$

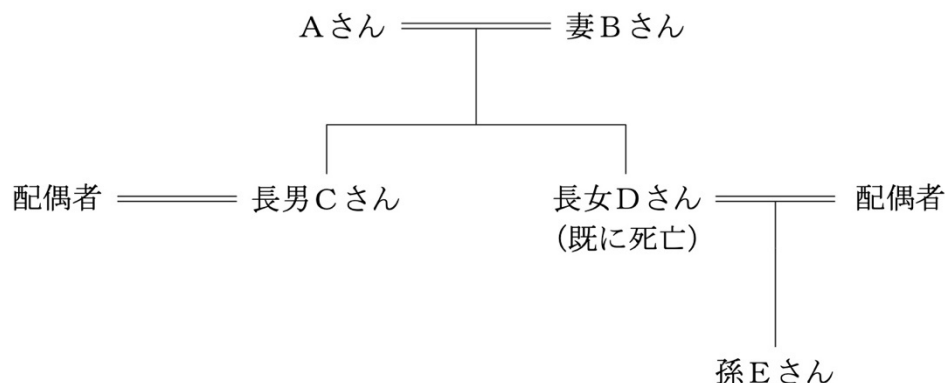
【第5問】 次の設例に基づいて下記の各問《問13》～《問15》に答えなさい。

《設 例》

X株式会社（非上場会社・製造業、以下、「X社」という）の代表取締役社長であるAさん（68歳）は、自宅で妻Bさん（66歳）および長男Cさん（43歳）夫妻と同居している。Aさんは、2年後をめどに、X社の専務取締役である長男Cさんに事業を承継する予定であり、将来、長男CさんにはX社に有償で貸し付けているX社本社建物とその敷地を相続させ、妻Bさんには自宅および相応の現預金等を相続させるつもりでいる。

なお、長女Dさんは、半年前に病気で死亡しており、Aさんは、大学への進学を希望している孫Eさん（17歳）のために教育資金等の援助をしたいと思っている。

〈Aさんの親族関係図〉



〈Aさんの主な所有財産（相続税評価額）〉

現預金等	:	7,500万円
X社株式	:	1億2,000万円
自宅敷地（300㎡）	:	4,800万円（注）
自宅建物	:	1,200万円
X社本社敷地（500㎡）	:	8,000万円（注）
<u>X社本社建物</u>	:	<u>2,500万円</u>

合計 3億6,000万円

（注）「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 13》 A さんの相続・事業承継等に関する以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

I 「円滑な遺産分割を行うため、遺言書の作成をお勧めします。A さんが自筆証書遺言を作成する場合、(①)における保管制度を活用することで、遺言書の紛失等を防ぐことができます」

II 「長男 C さんが X 社本社建物とその敷地を相続により取得し、当該敷地(相続税評価額 8,000 万円)について、特定同族会社事業用宅地等として限度面積まで『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けた場合、相続税の課税価格に算入すべき当該敷地の価額は(②)万円となります。なお、自宅敷地と X 社本社敷地について、『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けようとする場合、(③)」

III 「長女 D さんは A さんの相続開始前に死亡しているため、孫 E さんは A さんの相続において代襲相続人となります。孫 E さんが相続により A さんの財産を取得した場合、相続税額の 2 割加算の対象と(④)」

〈語句群〉

イ.1,600 ロ.2,880 ハ.4,000 ニ.家庭裁判所 ホ.法務局 ヘ.公証役場

ト.なります チ.なりません

リ.それぞれの宅地の適用対象の限度面積まで適用を受けることができます

ヌ.適用対象面積は所定の算式により調整され、完全併用はできません

【答え】

① ホ.法務局

自筆証書遺言	遺言者が遺言の「全文、日付、氏名」を自書します。財産目録に関してはパソコン等での作成も認められます。	不要	必要 (自筆証書遺言保管制度を利用し、 法務局 に保管した場合は検認 不要)
公正証書遺言	公証人2名以上の立会いのもと、遺言者が口述し、公証人が筆記します。	2人以上	不要

自筆証書遺言保管制度を利用し、**法務局**で保管した場合は、検認が不要となります。

② ロ.2,880

[小規模宅地の特例 限度面積・減額割合]

区分		限度面積	減額割合
居住用	特定居住用宅地	330㎡	80%
事業用	特定事業用宅地	400㎡	80%
	特定同族会社事業用宅地	400㎡	80%
	貸付事業用宅地	200㎡	50%

【減額の計算方法】

減額される金額＝**宅地の評価額**×**限度面積**/総面積×**減額割合**

減額される金額＝8,000万円×400㎡/500㎡×80%=5,120万円

課税価格に算入すべき価格=8,000万円-5,120万円=**2,880万円**

③ リ.それぞれの宅地の適用対象の限度面積まで適用を受けることができます
自宅敷地(特定居住用宅地)とX社本社敷地(特定同族会社事業用宅地)について、『小規模宅地の特例』の適用を受けようとする場合、**それぞれの宅地の適用対象の限度面積まで適用を受けることができます。**

④ チ.なりません

相続税の2割加算

相続・遺贈により財産を取得した人が配偶者および被相続人の一親等の血族(代襲相続人を含む)以外の「特定の人」は、その相続税額に2割相当額が加算されます。

相続税の公平性を保つためのもので、通常財産は、親から子に、子から孫に引き継がれますが、親から孫に財産が移転してしまうと、子を飛ばすことになり、本来、子に課税されるものをスキップすることになるため、2割加算を行うことで、相続税の負担を公平になるよう調整されます。

[対象者]

兄弟姉妹・孫養子・甥姪・子の配偶者・内縁の妻・内縁の妻の子

[本問の場合]

孫Eさんは、代襲相続人となりますので、相続税の2割加算の対象とは**なりません。**

《問 14》 孫 E さんが A さんから「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」(以下、「本制度」という)の適用を受けて教育資金の贈与を受けた場合に関する次の記述①~③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「孫 E さんが本制度の適用を受けて取得した教育資金は、1,500 万円を限度に贈与税が非課税となります。ただし、学習塾などの学校等以外の者に対して直接支払われる金銭については 500 万円が限度となります」

②「A さんが教育資金管理契約の終了の日までに死亡した場合において、A さんの相続に係る相続税の課税価格の合計額が 1 億円を超えるときは、孫 E さんは、その年齢にかかわらず、非課税抛出額から教育資金支出額を控除した残額を相続により取得したものとみなされます」

③「受贈者である孫 E さんが 23 歳に達すると、教育資金管理契約は終了します。その場合、非課税抛出額から教育資金支出額を控除した残額は、孫 E さんが 23 歳に達した日の属する年の贈与税の課税価格に算入されます」

【答え】

① ○:適切

教育資金の一括贈与の特例は、受贈者1人につき1,500万円まで贈与税が非課税となります。また、学習塾などの学校等以外の者に対して直接支払われる金銭については500万円まで贈与税が非課税となります。

※法改正により2026年3月31日まで。

② ×:不適切

教育資金の一括贈与の特例は、信託等があった日から教育資金管理契約の終了日までに贈与者が死亡した場合、受贈者が23歳未満であり、学校に在学している等の一定の場合、管理財産は相続税の課税価格に含めません。ただし、相続税の課税価格の合計額が5億円を超えるときは、受贈者が23歳未満である場合等であっても(年齢にかかわらず)、相続等によって取得したものとみなされます。

※法改正により2026年3月31日まで

本問では、「1億円」と説明されているため、不適切となります。

③ ×:不適切

教育資金の一括贈与の特例は、受贈者が30歳に達したときに契約は終了します。

本問では、「23歳」と説明されているため、不適切となります。

《問 15》現時点(2024 年 5 月 26 日)において、A さんの相続が開始した場合における相続税の総額を試算した下記の表の空欄①~③に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、課税遺産総額(相続税の課税価格の合計額-遺産に係る基礎控除額)は 2 億 3,000 万円とし、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

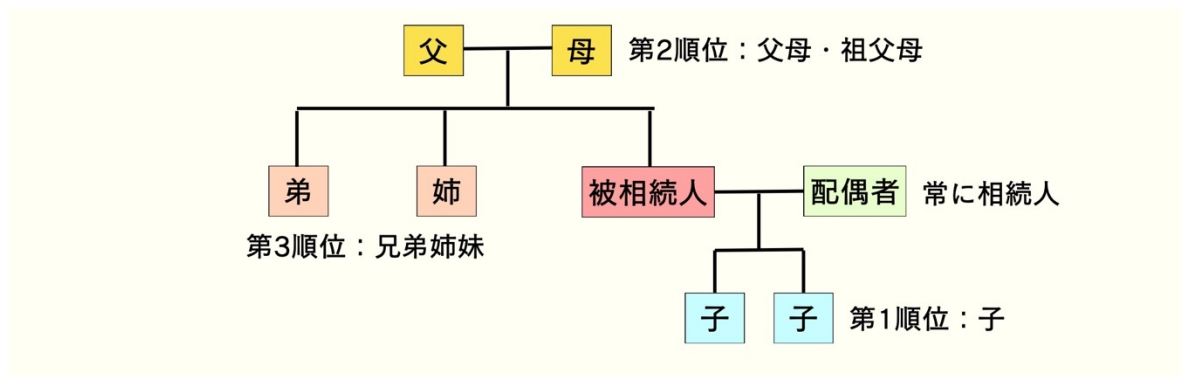
(a) 相続税の課税価格の合計額	□□□万円
(b) 遺産に係る基礎控除額	(①) 万円
課税遺産総額 ((a) - (b))	2 億3,000万円
相続税の総額の基となる税額	
妻 B さん	□□□万円
長男 C さん	□□□万円
孫 E さん	(②) 万円
(c) 相続税の総額	(③) 万円

〈資料〉相続税の速算表（一部抜粋）

法定相続分に応ずる取得金額			税率	控除額
万円超	～	万円以下		
		1,000	10%	—
1,000	～	3,000	15%	50万円
3,000	～	5,000	20%	200万円
5,000	～	10,000	30%	700万円
10,000	～	20,000	40%	1,700万円
20,000	～	30,000	45%	2,700万円

【答え】

〈法定相続人〉



順位	範囲	備考
第1順位	子	養子・嫡出子・非嫡出子・相続開始時の胎児を含む
第2順位	直系尊属	父母・祖父母の順
第3順位	兄弟姉妹	第1順位、第2順位がない場合

〈法定相続分〉

配偶者のみ		相続分すべて		
順位	範囲	法定相続分	配偶者	配偶者なし
第1順位	子	1/2(均等分)	1/2	すべて均等分
第2順位	直系尊属	1/3(均等分)	2/3	すべて均等分
第3順位	兄弟姉妹	1/4(均等分)	3/4	すべて均等分

●遺産にかかる基礎控除額の算出方法

3,000 万円 + 600 万円 × 法定相続人の数です。

3,000 万円 + 600 万円 × 3 人 = ① 4,800 万円

●課税遺産総額を法定相続人で各人に分配

法定相続分: 妻 B さん 1/2・長男 C さん 1/4・孫 E さん 1/4

・妻 B さん: 2 億 3,000 万円 × 1/2 = 1 億 1,500 万円

・長男 C さん: 2 億 3,000 万円 × 1/4 = 5,750 万円

・孫 E さん: 2 億 3,000 万円 × 1/4 = 5,750 万円

●各人の相続税額

〈資料〉相続税の速算表（一部抜粋）

法定相続分に応ずる取得金額			税率	控除額
万円超	万円以下			
～	1,000		10%	—
1,000	～ 3,000		15%	50万円
3,000	～ 5,000		20%	200万円
5,000	～ 10,000		30%	700万円
10,000	～ 20,000		40%	1,700万円
20,000	～ 30,000		45%	2,700万円

・妻 B さん: 1 億 1,500 万円 × 40% - 1,700 万円 = 2,900 万円

・長男 C さん: 5,750 万円 × 30% - 700 万円 = 1,025 万円

・孫 E さん: 5,750 万円 × 30% - 700 万円 = ② 1,025 万円

・

相続税の総額 = 2,900 万円 + 1,025 万円 + 1,025 万円 = ③ 4,950 万円

したがって正解は、①4,800（万円） ②1,025（万円） ③4,950 万円